

## 香取市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、難聴児の健全な言語、社会性の発達を支援し、もって福祉の増進に資することを目的として、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児に対して、補聴器の購入（製作を含む。以下同じ）に要する費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象児)

**第2条** 助成金の交付対象児（以下「対象児」という。）は、次に掲げる要件をすべてを満たす18歳未満の児童とする。

- (1) 香取市内に住所を有すること。
- (2) 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならない児童。ただし、医師が装用の必要を認めた場合は、30デシベル未満の難聴児についても対象とする。
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断する者
- (4) 助成金の交付申請を行う月の属する年度（4月から6月までの場合にあっては前年度）分の市町村民税所得割の額が46万円以上の者が、対象児の属する世帯にいないこと。

2 対象児が身体障害者手帳の交付の対象となる可能性のある場合は、あらかじめ身体障害者手帳の交付申請手続きを行ったうえで、身体障害者手帳の交付の対象とならないことを確認した者とする。

(対象補聴器)

**第3条** 助成の対象となる補聴器の名称、1台当たりの基準価格及び耐用年数は、別表のとおりとする。

2 補聴器は、装用効果の高い側の耳に片側装用を原則とする。ただし、教育及び生活上等真に必要と認めた場合は両側に装用することができるものとする。

(助成金の算定基礎)

**第4条** この助成金の算定基礎となる額（以下「算定基礎額」という。）は、対象児が新たに補聴器を購入する経費又は耐用年数経過後に補聴器を更新する経費（以下「購入費等」という。）として市長が必要と認める額と別表の「1台当たり基準価格」欄に掲げる額（以下「基準価格」という。）とを比較して少ない方の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項ただし書の規定により両側装用を助成の対象とする場合の算定基礎額は、それぞれの耳について前項の規定により算出した算定基礎額を合計した額とする。

（助成金の額）

**第5条** 助成金の額は、前条に規定する算定基礎額の3分の2に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（交付申請）

**第6条** 助成金の交付を希望する対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、香取市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

（1） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定医療機関の医師が、対象児の聴力検査を実施し交付した、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付意見書（別記第2号様式。以下「意見書」という。）

（2） 前号の意見書に基づき、補聴器販売業者が作成した見積書

（3） 身体障害者手帳の交付の対象となる可能性のある難聴児については、第2条第2項の手続きによる身体障害者手帳交付にかかる却下決定通知書（写）

（4） 対象児の属する世帯全員の課税証明書

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

**第7条** 市長は、助成金交付を行うことを決定した場合は、香取市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書（別記第3号様式）を、

却下することを決定した場合は、香取市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金却下通知書（別記第4号様式）を、申請者に交付するものとする。

（決定の取消し）

**第8条** 市長は、次の各号に該当するときは、助成の決定を取り消すことができるものとする。

- （1） 虚偽又は不正の手段により助成金を受けたとき。
- （2） 補聴器を助成目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。
- （3） 補聴器の助成が不相当と市長が認めるとき。

（助成金の請求及び支払）

**第9条** 申請者は、香取市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金請求書（別記第5号様式）に領収書の写しを添えて、市長に助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項による請求があったときは、内容を審査のうえ、第5条に規定する助成金を交付するものとする。

（関係帳簿の整備）

**第10条** 市長は、香取市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業交付決定簿（別記第6号様式）を備え、助成金の支給に当たり必要な事項を記載するものとする。

（その他）

**第11条** 別表の耐用年数の欄に掲げる年数の取扱いについては、通常の状態において補聴器が修理不能となるまでの予測年数を示したものであり、補聴器を装用する者の年齢、生活の状況又は障害の状況により、その実耐用年数との間に相当の差異が生じることが予測されるため、更新に当たっては、実情を十分に配慮し、助成金の交付の可否の決定を行うものとする。

2 災害等の助成対象者の責任によらない事情により毀損した等の場合は、新たに必要と認める補聴器の購入費等の一部を助成することができるものとする。

3 この告示に定めのないものについては、補装具費支給事務取扱指針（平成 18 年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知障発第 0929006 号）に準ずるほか、必要な事項は市長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

### 別表（第 3 条）

名称	1 台当たりの 基準価格	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用 ポケット型補聴器	43,200 円	① 補聴器本体（電池を含む） ② イヤモールド ※イヤモールドを必要としない場合は、基準価格から 9,000 円を除くこと。	原則として 5 年
軽度・中等度難聴用 耳かけ型補聴器	52,900 円		
高度難聴用ポケット 型補聴器	43,200 円		
高度難聴用耳かけ型 補聴器	52,900 円		
重度難聴用ポケット 型補聴器	64,800 円		
重度難聴用耳かけ型 補聴器	76,300 円		
耳あな型補聴器 （レディメイド）	87,000 円		
耳あな型補聴器 （オーダーメイド）	137,000 円		
骨導式ポケット型補 聴器	70,100 円	① 補聴器本体（電池を含む） ② 骨導レシーバー ③ ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型補聴器	127,200 円	① 補聴器本体（電池	

		を含む) ② 平面レンズ ※平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除く。	
--	--	---	--

(注) FM型受信機、FM型用ワイヤレスマイク又はオーディオチューを必要とする場合は、次に掲げる額の範囲内で必要な額を加算できる。

名称	1台当たりの基準価格
FM型受信機	80,000円
FM型ワイヤレスマイク(充電機を含む。)	98,000円
オーディオチュー	5,000円

(注) 業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の価格の100分の103に相当する額を基準の上限とする。